

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和 2 年度を初年度とする「第 5 次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図る

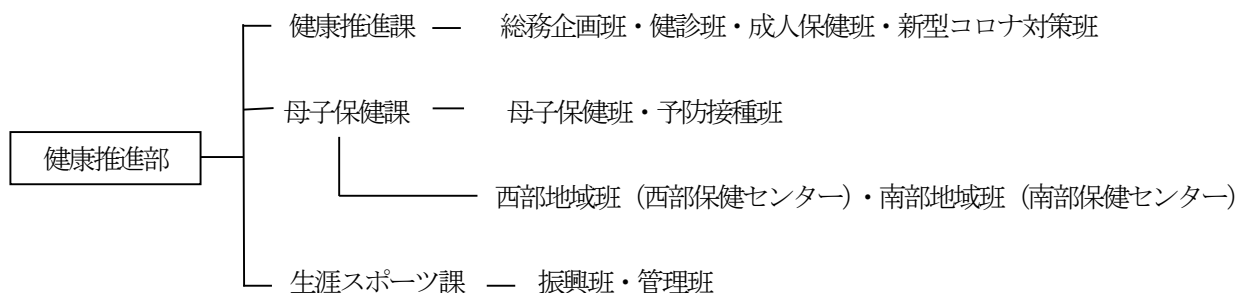
ためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

その後、市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、「**健康さくら21(第2次)**」を策定しました。計画期間10年間の中間年を迎えた平成30年度には改訂版の計画を策定し、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康推進部 行政組織

(令和5年4月1日現在)



〔令和5年度 健康推進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	10	2	1	0	16	29

〔令和5年度 母子保健課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	11	0	3	4	2	20
西部保健センター	6	1	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合 計	19	2	3	4	2	30

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康診査及び各種検診に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防に関すること。
- (5) 訪問歯科事業に関すること。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関すること。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関すること。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関すること。
- (10) 保健師の連絡調整に関すること。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関すること。
- (2) 母子の保健指導に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (5) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- (6) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (7) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関すること。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

***佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務**

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

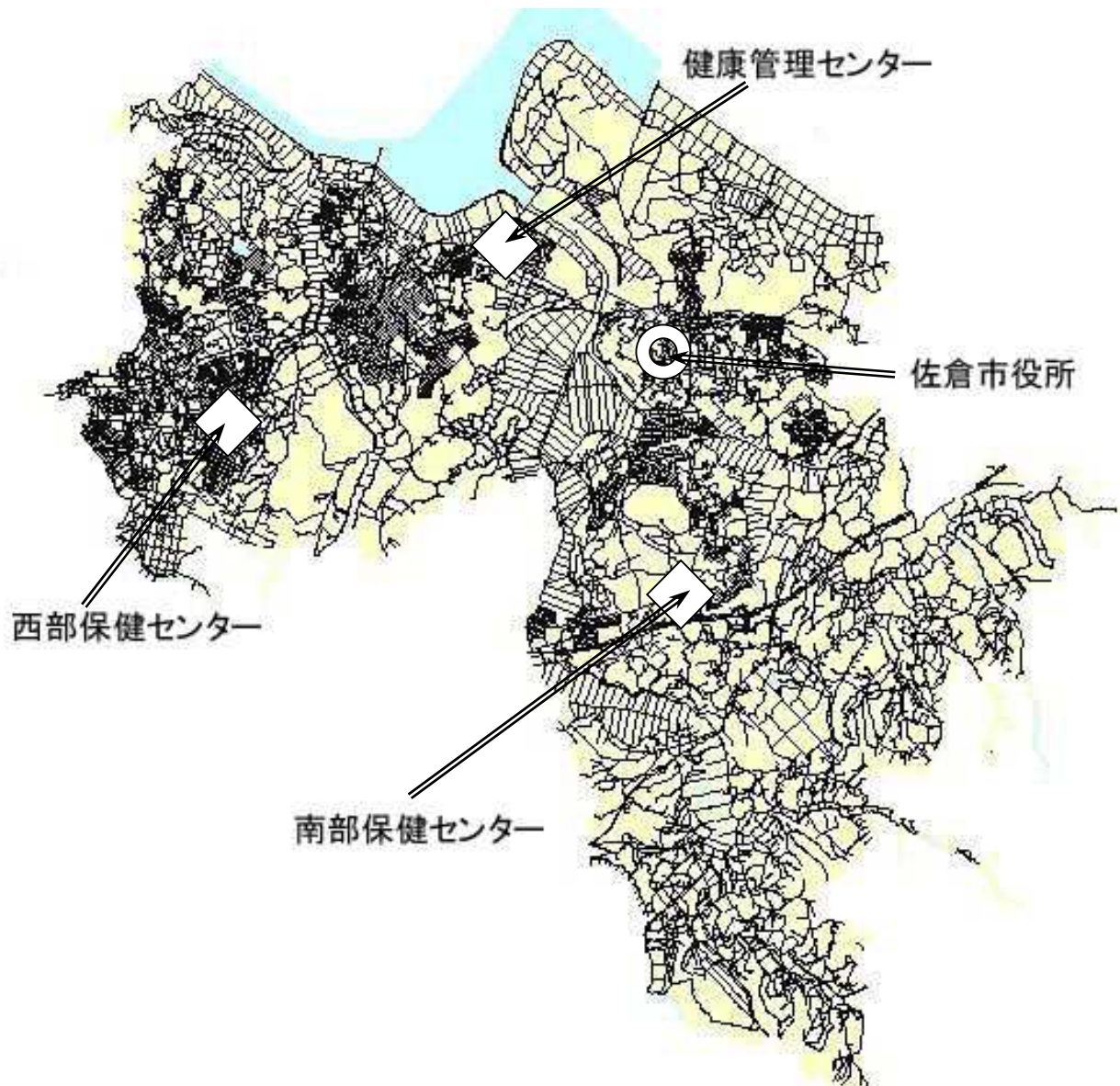
TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工:平成10年9月1日 完成:平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康推進課・母子保健課（令和元年度～令和4年度）】

※令和2年度までは健康増進課としての値、令和3年度からは健康推進課・母子保健課の合算値。

目別歳出決算額 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生費				
児童福祉総務費	-	65,676	26,303	18,930
衛生費				
保健衛生総務費	437,131	431,516	609,042	522,470
保健衛生費	450,653	410,260	440,197	520,870
予防費	392,485	487,032	2,022,790	1,684,820
休日夜間急病診療所費	196,000	184,975	178,619	179,885
合計	1,476,268	1,579,457	3,276,947	2,926,971

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国庫支出金	16,708	276,937	1,795,063	2,131,842
県支出金	11,675	12,039	8,909	26,702
その他	145,541	78,711	109,983	206,348
合計	173,924	367,687	1,913,955	2,364,892

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和5年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和5年度		令和5年度
民生費		民生費	
-	-	児童福祉総務費	17,631
衛生費		衛生費	
保健衛生総務費	526,365	保健衛生総務費	12,284
保健衛生費	333,027	保健衛生費	151,839
予防費	532,978	予防費	437,101
休日夜間急病診療所費	121,749	-	-
合計	1,514,118	合計	618,854

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和5年度		令和5年度
国庫支出金	1,080,722	国庫支出金	60,394
県支出金	9,665	県支出金	12,561
その他	100,605	その他	91
合計	1,190,992	合計	73,046

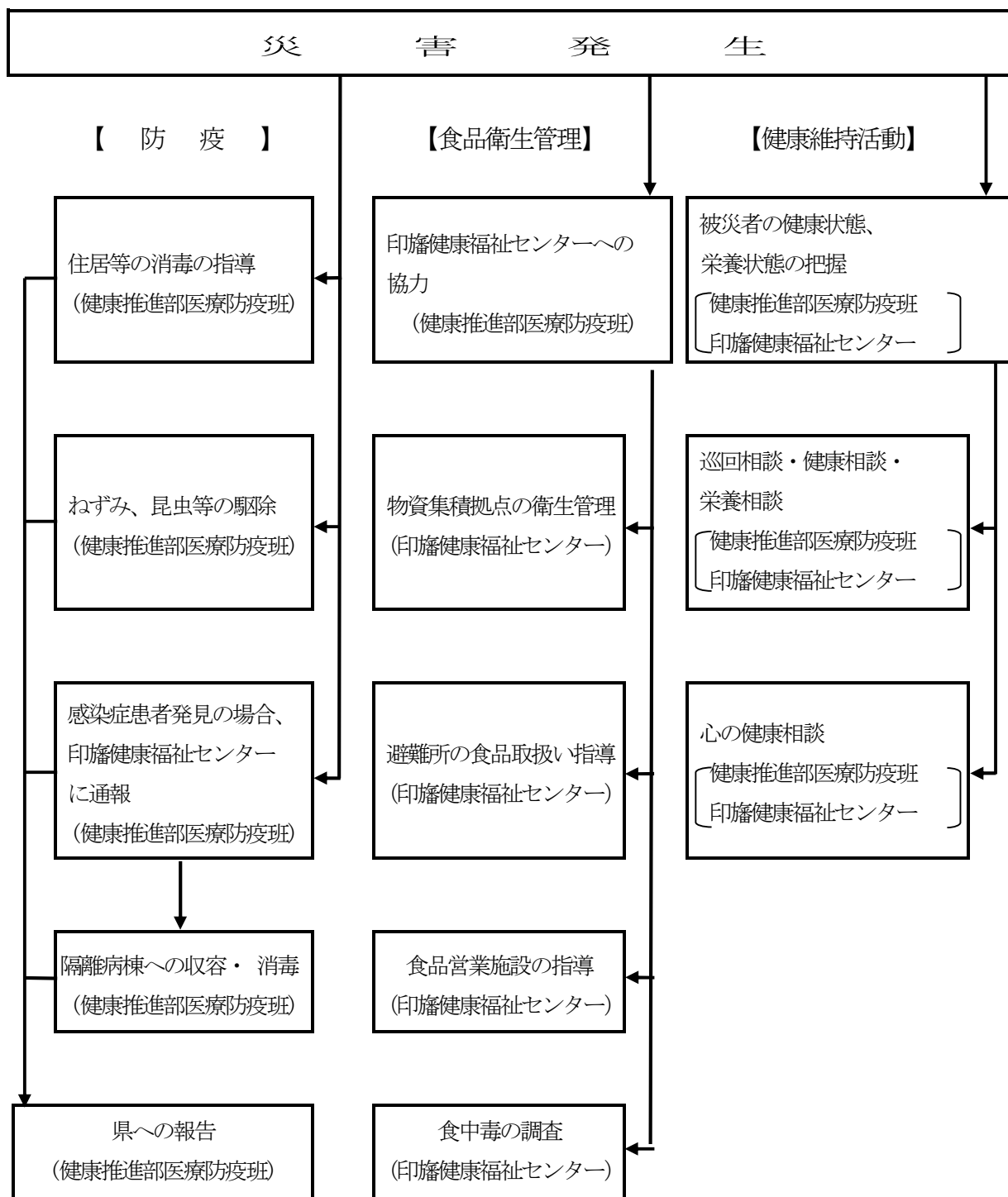
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

（2）第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

（3）第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

（4）「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) 健康日本21の改正（平成19年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

※その後、健康日本21（第2次）は令和5年度まで計画期間が延長された。

③ 健康さくら21 策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表
令和4年度	市民健康意識調査の実施

④ 健康さくら21（第2次）【改訂版】の位置づけと期間

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子21（第2次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間とし、第2次計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

※「健康日本21（第2次）」の計画期間が令和5年度に延長されたことから、「健康さくら21（第2次）【改訂版】」についても計画期間を令和5年度までに延長している。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていかう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子とが健やかに暮らせるまちをつくっていかう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの
取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
健康充実した出産・育児の環境づくりの取り組み
- ・健康
生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児
育児の負担・不安の軽減
- ・思春期
次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病
生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
食生活の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動
日常の活動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒
お酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙
喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔
歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのち支える
佐倉市自殺対策計画

- ・この
この健康づくり
- ・自殺
自殺の予防の健康づくり
- ・生き
生きるための地域の健康づくり
- ・誰
誰もが自死に追い込まれない佐倉を目指して